

函館市子ども医療費助成条例第6条第1項ただし書の規定による
医療費の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市子ども医療費助成条例（昭和48年函館市条例第44号。以下「条例」という。）第6条第1項ただし書の規定による医療費の助成方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 条例第6条第1項ただし書に規定する市長が定める方法により医療費の助成を行うときとは、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付（以下「養育医療給付」という。）が行われた場合において、同法第21条の4第1項の規定に基づき徴収すべき徴収金（以下「徴収金」という。）があるときとする。

(受給者の確認)

第3条 母子保健課長は、養育医療給付を受ける者から徴収金を徴収することとする場合は、当該者が条例第4条第2項に規定する受給者（以下受給者という。）であるか否かを子ども医療費受給者証により確認するものとする。

(保護者への説明)

第4条 母子保健課長は、徴収金の額については、条例第6条第1項ただし書の規定に基づき、この要綱に定める方法により助成することを、受給者の保護者に説明するものとする。

(助成方法)

第5条 母子保健課長は、第3条の規定により受給者であることを確認した者に係る徴収金について、年4回、3箇月ごとに取りまとめ、翌月の始めまでに、別紙様式による内訳書および納入通知書を子育て支援課長に送付するものとする。

2 子育て支援課長は、前項の送付があったときは、その内容を審査し、送付があった日の属する月の末日までに公金振替の方法で条例第5条の助成の額を徴収金の額に充てることにより助成するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。